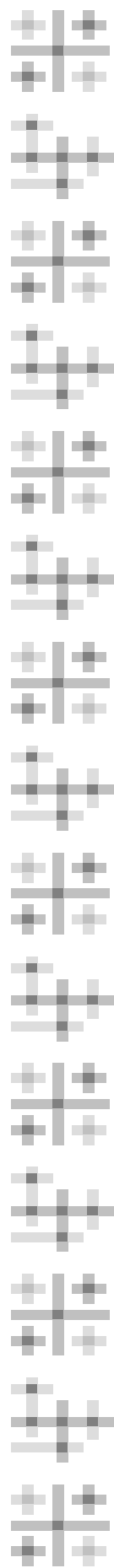


第3章 子育てが楽しくなるまちづくり



第1節 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる

重点目標

第5次那覇市総合計画に沿って、就学前の教育・保育の質の向上を図る。

施策事業の概要

1 就学前の教育・保育の質の向上

令和元年度にこども教育保育課を新設。令和4年度は、研修・指導内容の精選に努め、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら就学前の教育保育施設に向けた研修・指導体制の充実を図る。

(1) 文部科学省幼児教育の理解・発展推進事業の取り組み

- ア 幼児教育研究協議会：令和4年度、本市は「指導計画の作成、保育の展開、指導の過程の評価・改善」の都道府県協議会協議主題のもと、研究を進める。
- イ 園長等管理運営協議会：園長等に対する運営・管理に関する専門的な講義や研究協議等。
- ウ 保育技術協議会：保育教諭に対する保育技術についての専門的な講義や研究協議等。

(2) 職員の研修

保育教諭等の資質や指導力の向上を図るため、理論や実践について学ぶ機会を充実させる。

ア 各種研修

園長研修会、教頭等研修会、保育教諭研修会、特別支援担当教諭研修会、特別支援教育ヘルパー研修会、教育保育施設等研修会の企画・運営をする。

開催方法については、感染状況に応じて工夫する。

(集合開催、オンデマンド開催、オンライン開催等)

イ 教育研究員

那覇市立教育研究所へ教育研究員を2名派遣。

ウ 法定研修

県が主催する法定研修（初任者研修・教職2年目研修・中堅教諭等資質向上研修）へ対象保育教諭を派遣。

(3) 確認監査の実施

特定教育・保育施設における適切な事業実施を確保することを目的とし、各園の教育・保育の質の向上を図るため、子ども子育て支援法に基づき、集団指導・実地指導を実施している。



3歳児保育開始（天妃こども園）



保育の質の向上に向けた園内研修風景

2 学力向上推進計画

(1) 学力向上推進計画「ふくぎ じんぶな～プラン」に基づき、こども園での体験等を通して学びの芽生えを育む。また、幼児期から3つの資質能力を育み、義務教育以降の学習の基盤を育む。

【園児一人一人が大切にされ、よさや可能性を認め合う学級経営】

- 一人一人が活かされ、育ち合う学級経営
- 保育者や友達と関わり、認め合う学級経営

【「確かな学力」の育成】

○園生活や遊びを通し「主体的・対話的で深い学び」のある教育・保育実践の充実

○豊かな心情や健やかな体を育む教育・保育の充実

【基本的な生活習慣の形成】

○望ましい生活リズムの形成

○規範意識・マナーの育成

○「家～なれ～運動」の推進

【学力向上マネジメント】

○PDCAサイクルを生かした教育・保育実践



3歳児保育開始（天妃こども園）

(2) 具体的取り組み事項

「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質能力を一体的に育む。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校と共有し、幼児教育の充実と小学校への円滑な接続をめざす。

(3) 令和4年度の重点取組

重点取組 1 基本的な生活習慣の確立を図る取り組みの充実

重点取組 2 保育の質の向上を図る取り組みの充実

3 特別支援教育

(1) インクルーシブ教育の推進

(2) 医療的ケア児の就学前教育保育施設での受け入れや関係ガイドラインの策定等に取り組む。

(3) 特別な支援を要する幼児については、那覇市発達支援保育事業及び特別支援教育充実事業に基づいた保育士等の配置や、特別支援教育ヘルパー等の配置に取り組む。

(4) 心理専門員等を派遣して巡回相談を実施する。

(5) 特別支援コーディネーターを中心に各関係機関と連携を図り、指導・支援を推進する。

(6) 「個別の教育及び保育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、計画的・組織的な支援の取り組みを推進する。

4 保幼小連携

幼保連携型認定こども園の公立こども園と公私連携こども園が小学校同一敷地内にあるという利点を生かし、他府県には見られない「幼小」の様々な連携の取り組みが行われている。さらに公立こども園等が小学校との結節点となり、沖縄型幼児教育に取り組んでいる。保育所（園）、私立幼稚園も含めた「保幼小」の接続については、相互の教育及び学びの連続性について理解を深めるため、保幼小合同研修会や各小学校校区を単位とした保育参観・授業参観等を実施している。

また、幼児期から小学校への円滑な接続を目指し、各園では接続のカリキュラムを作成している。

5 子育ての支援

(1) こども園の子育て支援

子育てに関する相談や関係機関等の子育てに関する情報提供、在園児の保護者同士が交流できる場の提供を行う。また、子育て応援 DAY として在宅親子を対象に、遊びや行事への参加受け入れ等、未就園児の子育て支援に取り組む。

(2) 地域子育て支援センター（公立みらいこども園）

みらいこども園では、交流保育・育児相談・育児講座や子育て支援センター等の無い地域へ出向く出前支援を行う。

(3) 一時預かり保育事業

ア 一般型（未就園児保護者対象）

- ・私的保育サービス：保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感の解消を目的とする
- ・緊急保育サービス：疾病、災害、事故、介護、冠婚葬祭等、他、社会的にやむを得ない事由
- ・非定形型保育サービス：パート就労、職業訓練、就学等の事由

イ 幼稚園型（在園児保護者対象）

(4) 保護者のニーズに合わせた教育・保育時間

1号認定児 教育・保育時間 午前8時15分～午後2時

2号認定児 教育・保育時間 午前7時30分～午後6時30分

※延長保育 午後6時30分～午後7時30分

※土曜保育実施

6 幼保連携型認定こども園受け入れ状況（令和4年5月現在）

公立こども園					公私連携こども園				
No.	園名	3歳	4歳	5歳	No.	園名	3歳	4歳	5歳
1	城北		○	○	1	城東		○	○
2	城西	○	○	○	2	石嶺		○	○
3	城南		○	○	3	安謝		○	○
4	大名		○	○	4	曙		○	○
5	泊		○	○	5	銘苺	○	○	○
6	真嘉比		○	○	6	松島	○	○	○
7	那覇		○	○	7	若狭	○	○	○
8	壺屋		○	○	8	神原		○	○
9	開南		○	○	9	城岳		○	○
10	天妃	○	○	○	10	古蔵		○	○
11	上間	○	○	○	11	松川	○	○	○
12	真和志		○	○	12	識名	○	○	○
13	与儀		○	○	13	真地		○	○
14	小祿南		○	○	14	仲井真		○	○
15	天久みらい	○	○	○	15	垣花		○	○
16	大道みらい	○	○	○	16	金城	○	○	○
17	宇栄原みらい	○	○		17	小祿		○	○
18	久場川みらい	○	○	○	18	さつき	○	○	○
					19	宇栄原	○	○	○
					20	高良		○	○

※天久みらいこども園・大道みらいこども園・久場川みらいこども園・宇栄原みらいこども園については、0～2歳児の受け入れあり。

第2節 支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる

重点目標

国公立小中学校に通う児童生徒の保護者へ就学援助制度による支援を行い、子どもが生まれ育った環境に左右されないよう、こどもの家庭環境を把握し、課題緩和に取り組む子ども寄添支援員を配置する。また、経済的な理由で大学等への進学が困難な学生に対し、奨学金制度（給付型）により経済的に自立して修学できるよう支援を行う。

施策事業の概要

1 経済的な支援による育ちの応援

(1) 保護者への支援

ア 小・中学校就学援助費

義務教育の円滑な実施を図るため、国公立の小・中学校に通学している児童生徒の保護者へ就学援助制度により支援を行う。

区分	援助対象者	援助対象費目
要保護	・生活保護を受けている者	・修学旅行費
準要保護	・生活保護を廃止又は停止になった者 ・市町村民税が非課税の者 ・経済的理由により給食費等の支払いに困っている方で、生活保護を受けている家庭に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者	・新入学児童生徒学用品費等 ・学用品費、通学用品費（小学1年生及び中学1年生を除く） ・校外活動費 ・通学費（通学距離が小学生片道4km以上、中学生片道6km以上で、公共交通機関を利用する者） ・修学旅行費 ・体育実技用具費（中学生で該当者のみ） ・生徒会費（中学生のみ） ・学校給食費 ・小学校入学準備金（翌年度に那覇市立小学校に入学を予定している幼児の保護者）

イ 特別支援教育就学奨励費

就学のために保護者が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて補助することで、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

援助対象者	援助対象費目	援助額
特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒の保護者	・学校給食費 ・通学費、職場実習費、交流及び共同学習費 ・修学旅行費、校外活動等参加費 ・学用品通学用品購入費、新入学児童生徒学用品通学用品購入費、体育実技用具費、拡大教材費	保護者実費の1/2 (限度額まで) ※ただし、交通費は実費又は実費の1/2限度額まで

2 こどもや保護者のそれぞれに適した支援の実施

(1) 子どもの貧困対策の推進

貧困の連鎖を断ち切るため、不登校及び登校しぶりのある児童生徒を対象に、一人一人にあった教育機会の確保や自立を促す。特に、貧困家庭の児童生徒に寄り添い、その課題緩和への働きかけや児童生徒を居場所へつなぐ等の支援を行う。

ア 子ども寄添支援員（SSW）の配置

準要保護等の世帯で不登校等の児童生徒を支援するために、各中学校区(17校)に子ども寄添支援員(SSW:スクールソーシャルワーカー)を配置する。子ども寄添支援員は、各小中学校や家庭を訪問して、不登校等の児童生徒の情報収集・分析を行い、学校や関係機関と連携して、その児童生徒の置かれた環境に働きかけ課題の緩和を図る。

イ 自立支援教室（むぎほ学級）の設置

不登校等の影響により将来的に生活困窮になる恐れのある児童生徒に対し、日中の教育的な居場所を確保するため自立支援教室「むぎほ学級」を開設する。様々な体験活動（調理、栽培、創作、奉仕など）や学習支援を通して、将来の社会的自立につなげることを目指す。

(2) 那覇市奨学金制度（給付型）

成績優秀で修学する意欲があるにもかかわらず経済的な理由で大学等への進学が困難な者に対し、返済を要しない奨学金を給付する。

ア 奨学生の要件 次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- ・沖縄県内にある学校教育法に定める高等専門学校（4、5年のみ）、大学（短期大学を含む。）及び専修学校（専門課程のみ）、職業能力開発促進法に定める職業能力開発大学校（専門課程のみ）に進学する者
- ・学業成績が優秀であると認められる者
- ・経済的理由により修学が困難であると認められる者
- ・保護者が本市に3年以上引き続き住所を有している者
- ・日本国籍を有している者又は別途定める在留資格を有している者

イ 奨学金の内容

種類	対象とする経費	給付額
入学金	大学等の入学金(1回限り)	入学金の実費相当額で 282,000 円を上限とする。
授業料	大学等への校納金のうち授業料に相当する経費	授業料に相当する経費の実費相当額で各年次 720,000 円を上限とする。
施設費	大学等への校納金のうち施設費に相当する経費	施設費に相当する経費の実費相当額で各年次 200,000 円を上限とする。

ウ 給付の期間

奨学生の認定を受けたときから当該大学等の標準修業年限の終期まで

エ 採用実績 (過去3ヵ年分)

令和3年度	令和2年度	令和元年度
12名	10名	10名